



# 自社株対策 における 総則6項

個人相続対策に係る解説は極力省略し  
「自社株対策(事業承継対策)」について徹底解説

- 今後の相続対策・株式異動に係るタックスプランニング
- 相続人への説明のあり方
- 税理士損害賠償請求との関係



講師

**伊藤 俊一 氏**

伊藤俊一税理士事務所 代表税理士

1978年(昭和53年)愛知県生まれ。

勤務時代、都内会計事務所を経て、都内コンサルティング会社にて某メガバンク案件に係る事業再生、事業承継、資本政策、相続税等のあらゆる税分野のコンサルティングを経験。

特に、事業承継・少数株主からの株式集約(中小企業の資本政策)・相続税・地主様の土地有効活用コンサルティングは勤務時代から通算すると数百件のスキーム立案実行を経験しており、豊富な経験と実績を有する。一橋大学大学院国際企業戦略研究科経営法務専攻(専攻:租税法/研究テーマ:民事信託)修士課程在学中。

現在、厚生労働省ファイナンシャル・プランニング技能検定 試験委員。信託法学会所属。

**東京生講座**  
**オンラインLIVE講座**※**11/7(月) 17:00-20:00**※オンラインLIVE講座はチャットによる質問が可能  
※オンラインアーカイブは3営業日後12:00より視聴可能会場受講 先着 **20**名様限定オンライン受講 **無制限**会場 | [浜松町] **ビジョンセンター浜松町** 東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル4F,5F,6F TEL:03-6262-3553受講料 | 一般: [会場受講] **20,000円** [オンライン] 会員: **無料** 資産税実務研究会 / 定額制クラブ / 資産税オンラインスクール**お申込み・詳しい講座内容は裏面をご覧ください。**

令和4年4月19日最高裁判決と個人に対する相続対策との総則6項関係に係る研修は数多くあるようですが、「自社株対策(事業承継対策)」でも同様の指摘は当然なされます。

今回の研修はそれらを中心に検証し、個人相続対策は最低限の解説にとどめます。

特に、

- 今後の相続対策・株式異動に係るタックスプランニング
- 相続人への説明のあり方
- 税理士損害賠償請求との関係

について詳細に見ていきます。

#### プログラム

- ・ 今後の相続対策・株式異動に係るタックスプランニング
- ・ 相続人への説明のあり方
- ・ 税理士損害賠償請求との関係
- ・ 令和4年4月19日最高裁判決から得られる総則6項の意義と実務への影響
- ・ 総則6項をめぐる従前の裁判例
- ・ 本判決の影響を受ける相続税申告への対応

#### 会場案内

**ビジョンセンター浜松町** 東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル4F,5F,6F TEL:03-6262-3553

・JR山手線・京浜東北線「浜松町駅(南口-S5階段・金杉橋方面)」徒歩3分 ・都営大江戸線・浅草線「大門駅(A1出口)」徒歩5分  
・東京モノレール羽田空港線「モノレール浜松町駅(南口-1出口)」徒歩3分

#### お申込み方法

必要事項をご記入の上、FAXまたはHPからお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。※の項目はいずれかの項目にチェックを入れてください。

FAX送信先 **03-5539-3751**

HPからのお申込みはこちら <http://farbe-net.com/>

### 11/7(月)「自社株対策における総則6項」申込書

受講形式 ※  生講座会場受講 (20名様)  オンラインLIVE講座 (無制限)  オンラインアーカイブ講座(無制限)

種 別 ※

定額制クラブ 会員(無料)  資産税実務研究会 会員(無料)  資産税オンラインスクール 会員(無料)  一般

参加者名 | フリガナ

事務所名

ご住所 〒

TEL.1

FAX

E-mail